

平成25年12月5日提出

熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部改正について

熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例

熊本市立養護老人ホーム等設置条例（平成13年条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立養護老人ホーム設置条例

第1条中「基づく老人短期入所施設及び」を「基づき、」に改め、「(以下これらを「養護老人ホーム等」という。)」を削る。

第2条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同条の表中熊本市立明生園の項及び熊本市立明飽苑の項を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同条の表中熊本市立明生園の部及び熊本市立明飽苑の部を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改める。

第7条第1項並びに同条第2項第1号及び第2号中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条、第9条第1号及び第3号、第10条第1項並びに第12条中「養護老人ホ

ーム等」を「養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（提出理由）

熊本市立明生園及び熊本市立明飽苑を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。